

岩国市日中一時支援事業の概要

1 目的

障害者児等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息支援を行うことを目的とします。

2 事業内容

日中、施設において次の方の一時的な見守りをを行います。

3 対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当し、養護者が不在時に一人で長時間過ごすことができないなど、市長が見守りの支援が必要であると認めたもの

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校に通学する児童又は生徒
- (5) 医師の診断書等により精神障害又は発達障害を有すると認められる者
- (6) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

4 利用時間

原則午前 8 時から午後 7 時までの間。

5 利用回数

1 ヶ月の利用回数は原則 10 回以内とします。ただし、次の例外があります。

- (1) 養護者の就労等により、当該養護者が不在又は利用者の介護・見守りができない場合であって、日中において当該養護者以外に利用者の介護・見守りを行うことができる者がいない場合については、1 ヶ月につき 25 回以内
- (2) 市長が特に必要と認めるとき

6 利用料（事業者へ直接支払い）

■ 市民税課税世帯・・・下図のとおり。

	区分	利用料金
日中一時支援事業のみを利用する場合	4 時間未満	166 円／日
	4 時間以上 8 時間未満	332 円／日
	8 時間以上	498 円／日
	送迎利用（1 回につき）	60 円
※同一施設・事業所における他のサービスとの重複利用がある場合	1 時間未満	61 円／日
	1 時間以上 2 時間未満	92 円／日
	2 時間以上	123 円／日
	送迎利用（1 回につき）	重複利用するサービスによって異なりますので事業所にお尋ねください。

■ 市民税非課税世帯・・・送迎代も含めて 0 円

■ 生活保護世帯・・・送迎代も含めて 0 円

注 1) 食費については実費負担

注 2) 利用料は、課税状況に基づき毎年度見直しを行います。

7 利用方法

① 申請受付後、相談支援事業所※による訪問調査を行い、利用の可否・利用料を市で決定します。

② 市から「地域生活支援事業障害福祉サービス等利用決定通知書」が送付されたら、その通知書を事業者に提示し利用手続きを行ってください。

※相談支援事業とは…障害者等への情報提供、助言、サービス利用支援など、障害者等へ総合的な援助を行うための事業。岩国市では、福祉の専門知識を有する市内 7 福祉事業所に委託。障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つ。

8 問い合わせ先

岩国市 障害者支援課 障害者支援班 電話 2 9 - 2 5 2 2

岩国市日中一時支援事業委託先一覧

※ 委託事業所に関する情報です。詳細については各事業所へお尋ねください。

※ 日中一時支援事業の実施時間は原則 8:00～19:00 までです。但し、各事業所の実施状況によっては、原則の実施時間帯よりも短い時間帯での実施となる場合があります。

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
1	若葉園	岩国市由宇町 984	63-1177
	開所日時	対象年齢	その他
	月～金曜日 9:00～17:00	基本的には障害者(大人)対象。 ※上記以外は要相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前中は作業中心で、午後はレクリエーション中心の「生きがい」を重視したメニュー。 ・ 送迎に関しては相談に応じます。

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
2	ひかりの里	岩国市錦見 3-7-57	44-2255
	開所日時	対象年齢	その他
	土日、祝祭日、年末年始	15 歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事形態(刻み食)への変更可能 ・ 受け入れ時間の調整可能(要相談) ・ 送迎については要相談 ・ 利用を希望する場合は事前に見学が必要

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
3	どんまい	岩国市南岩国町 2-78-32	28-4546
	開所日時	対象年齢	その他
	放課後等デイサービスの併用利用 月～金 ①18:00～19:00 ②10:00～15:00 土曜・長期休暇 16:00～17:30	主に 小学～高校生	<p>ゆっくりとお過ごしいただきます。居場所としてご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット可 ・ DVD ・ 音楽鑑賞

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
4	グランデールの家(クリスタル)	岩国市門前町二丁目 33-3	35-6608
	開所日時	対象年齢	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不定期 ・ 学校放課後の営業時間外 	18 歳まで	

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
5	陽の出園	岩国市美和町生見 25	96-0311
	開所日時	対象年齢	その他
	365 日対応可	幼児以上	<ul style="list-style-type: none"> ご本人の年齢・状況に合わせた個別対応をいたします。 入所者の平均年齢が大変高齢な為、ご本人に適さない場合もあるかと思しますので事前にご相談下さい。

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
6	こもれ陽	岩国市御庄二丁目 108-3	46-0770
	開所日時	対象年齢	その他
	月曜日～金曜日 10:00～15:30 ※国民の休日、12月29日～ 1月3日までを除く。 ※施設長が必要と認めた時は、土曜日の営業を行う場合もあります。	15歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者の方への支援に重点を置きながら。生産活動/ボランティア活動/地域交流活動などに取り組んでいます。 受け入れに際して、面談⇒一日体験⇒受け入れ(可)の流れとします。

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
7	きらく	岩国市美和町浜前 603-2	96-0667
	開所日時	対象年齢	その他
	日曜日と年末・年始(12/29～ 1/3)を除く毎日 8:00～19:00	制限無し	<ul style="list-style-type: none"> 利用が緊急の場合等は専任職員が対応する。 保護者、学校等と連携しながらサービス提供する。

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
8	ひかり苑	光市岩狩 3-1-2	0833-77-2000
	開所日時	対象年齢	その他
	原則、8:30～17:00 原則、盆休み・年末年始・施設行事以外は開所	障害者・児	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には生活介護事業の中に入って同行動を取っていただきます。 現在、希望者多数のため調整を経てからの利用決定となります。そのため希望する日時に沿わない場合もありますので予めご了承願います。